

時事新報

第三千四百六十六號
 明治廿五年七月廿八日 本報日
 號曆壬辰閏六月廿五日 (辛酉)
 出版時間 每日上午八時四十分
 月報 八月八日 九月八日 十月八日
 半年報 七月八日 一月八日
 年報 六月八日 一月八日
 (西曆一千八百九十二年)

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物
 價報告あり其代價送付廣告料は左の如し
 一、月報 一月五元五角
 二、半年報 一月二元五角
 三、年報 一月一元五角
 ○臨時廣告料 別表ニテ
 ○郵費 日本郵政省より
 時事新報廣告料(約款)

一、日本郵政省より
 一、日本郵政省より
 一、日本郵政省より

本社寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より
 各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面に
 掲載するより各社同一の記事掲載せらるゝ事からず獨
 り時事新報社は社員並に通信員を以て新聞の社
 内に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通
 信社に之を依頼すれば本社にも其報道を傳達する事と信
 ずる方多きが如し爲めに本報にも生じたる場合は莫から
 らざれば本社に記事賒脱を寄稿せんとする方は直接に
 本社に寄稿せらるゝことを請ふ

時事新報

内務大臣

今や内閣の發行は區々にして事實と虚報と入亂れ何れ
 を夫れと明言し難ければも亦角に事難煩る困難なり
 と云ふ而して其難局の境は實に内務省に在るが如し
 蓋し政府の對議會策には硬論と軟論とありて品川
 子内務大臣に於ては硬論の方針も亦硬論の全盛を
 極めたるや疑ふ可らず爾後品川子辭職の後副官伯も
 代り出でたりしが省の方針は依然として大臣の辭職
 により變更するものと故に新大臣と舊大臣と一致
 する能はずして策に第二の更迭を促し副官去て松方總
 理臨時に兼任するものと此程に至り漸く河野農商
 務大臣の轉任と決して之と共に内務の方針を一變す
 るの兆候を現はしたれば先づ以て一段落を告るゝこと
 ん敷と云ふに未だ然る可しと思はれず元來内務の方
 針たるや其極端を彼の硬論に托するものなれば内閣の
 硬軟互に相折合はざる限りは河野大臣も内務に坐して
 充分の基礎を定め可らず然るに閣上の氣象は能く硬
 論に傾き硬論を軟化したるに非ず軟論亦敢て硬化
 したるに非ずして或は再び内務に變動あらんか傳
 るる者あり抑も從來政府の跡を見るに大臣の更迭した
 るもの數はるに違わらず農商務の如き文部部のような
 事務に當るに得ざるの有様なりしが此等の更迭は全く
 時の都合に出で假りに其坐を占めて後機を待つと同様
 なれば任の久しからざる取て怪むに足らざれば此處
 の内務に至りては一變一更みな是れ閣上の波瀾の起伏を
 寫し出するものにして数月の間に既に三回の更迭を來た
 し今後若し四回のなるも亦もなれば實に政府の體裁に
 關して容易ならざるものと云ふ可し固より我輩は硬軟
 の何れに歸するも更に其邊に頓着する者に非ず又政府
 に於て是の變に至りたる時は自から止むを得ざるの
 必要に迫られたるもならんとは雖も斯く頻々の波瀾
 とありては政府の威信も爲めに損する所なきを得ず國

家の利益にあらざるなり今試に之を一家の事に喩へて
 云はんに某の家は常に離縁の沙汰多くして僅か半年許
 りの間に内君の更代するも三四回なりとせば假令其
 如何なる理由の存するにもせよ家事不整理の議は遂に
 免る可らずして近隣知巴の竊に排斥するは必然なる可
 し今の内閣の有様も斯く之に等しく内閣如何なる情實
 あるも波瀾に波瀾を重ねるときは其外に發する所は唯
 徒に威信を傷けるのみなれば最早や此上は政府を以
 て一家と視做し其家人たる閣員中に多少不滿不如意の
 處ある可きも家の面目の爲めに忍耐して大臣の離縁再
 婚の沙汰は今限りで決定し其間の不滿意は漸次
 に匡正融和するの外ある可らず如何に不折衷の苦情あ
 るも此上は耐して更迭の議に及ばざらんとい我輩の與
 れへも勸告する所なり

我輩の今日に勸告する所は右の通りなれども政海の内
 情は他人の得て知らざる處に無限の苦悩あるの常なれ
 ば俗に云ふ腹は脊に穿れられぬの諺に洩れず多少の不
 體裁を冒しても内務の椅子は更迭せざるを得ずと云ふ
 か誠には非なき次第なれども我輩は此場合に臨んでも
 尙ほ政府の面目を保つが爲めに一條の血路を求めて以
 て當局者の考案を煩はさんと欲する者あり即ち其法は
 河野に代るに他人を以てせずして松方總理自ら之
 を兼任し大蔵の職は之を辭して別に老年無事の人を用
 ふるか若くは他に適當の者を撰むは是なり大蔵内務共
 年の久しきを維持したるものにして其政策方針に付
 て種々の批評を免れざるも免に角に機關の具備して運
 轉作用に勞を須るす之を何人に托するも形に従つて守
 る取て難からざるに引替へ内務に至りては甲乙代り
 丙出でし猶ほ其處置に困する有様なれば總理が大蔵
 を辭して専ら之に當り始めて能く調和して永續するを
 とを得んか亦以て政府の威信一掃を繋ぐに足る可し故
 に曰く内務大臣は復た替ふ可らず強ひて替へんと欲せ
 ば總理自ら之に當るの外斷じて他策なき可しと

○大蔵省告示第三十六號
 一、利付中山道鐵道公債未償還額百九十五萬八千三百圓
 一、利付金札引換公債未償還額三百九十五萬七千七百圓
 右本年八月十五日悉皆償還す
 俱償還金交付ノ日限及償還金ノ代リトテ整理公
 債償還交付方ハ日本銀行ナレテ通知セムヘシ
 明治二十五年七月二十七日
 大蔵大臣伯耆松方正義

○全歐洲の泰平を保するは乃公なり 漢國ダイヤナ府
 のニユウエフライエブレツセ新聞がヒスマルク侯と
 對談の次第を掲載せしが獨逸の新聞紙は之を信す可
 き報知として痛く侯が傍若無人の言葉を咎めなり蓋し
 内幕の淫謀を公衆の前に於て洗濯したる例は隨分少か

官報

○ビスマルク德訓の說 前獨逸宰相ビスマルク侯は退
 職以來の獨逸内外政局を非難して止まず近頃益々其し
 く成行しに付き獨逸帝は怒りて侯を懲罰せんと心のあ
 り今の宰相カプリーバは其間に在りて雙方を調和せ
 んとすれども侯は是等のものに頓着せず機軸さへあれ
 ば公然と秘事を人に語りて憚らざる其心中には
 獨逸聯邦の難分は其云ふ所を尤もして同成の意を表
 するが故に勝手氣儘に舉動はんとするものなるべし先
 頃合衆の離離式に臨まん爲め維納に赴き歸途ニニエ
 ヲに滞留せし時或る大學の教授に向つて云ふや公事
 に付き意見を演ぶるは予ども他の國民と同様の權利
 を有せり故に皇帝の施政其當を失ひ一般の事柄甚だ面
 白からず獨逸の聯合も或は離れんとするの事實を發見
 する時は之を批評して憚らず云々云々此批評區々なる
 内に侯の心を最も能く知るものも云ふ所に據れば侯は
 懲罰を受けるを恐れざるのみならず皇帝の施政を批評
 し己れの施政を辨護するの機会を得るが故に却つて大
 に喜ぶるものなるべしと云ひ又一般政治家の説は懲罰さ
 るるゝも亦かかるべし侯は侯の功勞を忘れざるが故に大
 目に見るものとあるべしとの言なり左ればも直接若く
 は間接に侯を庇護せし人々は皆職を辭したり維納駐在
 大使ライオス侯セント・ピローイスボルク駐在大使
 フリニツ將軍は執事も辭職し土京駐在大使ラドワイ
 ツ伯は西班牙大使に轉任せり但しラドワイツ伯の
 轉任は西班牙を三國同盟中に加へん爲めなりと云ふ
 ○露國の陰謀バルガリアの大賊 露國はバルカン半島
 を置食せん爲め所在に人を入込せしめて陰謀策
 を施さしめ或は其土地のものを懲罰して種々陰謀を企
 てしむべしは兼てより風説する所にして爲めはバルガ
 リヤの如きは政變屢々起り殆んど去年三月廿七日

日の事なり時の大蔵大臣
 隱動ありて捕縛されたる
 大臣カラゾエロツ；前大
 臣に附し近頃漸く審問を
 一人は自狀して曰く國主
 ん計畫にて總べて陰謀の
 國人榮進協會より支
 者一他の三人にて國主
 使は總べて露國セント
 たりたり一度パブル
 得たれども發するに臨ん
 りし云々是等の白狀によ
 國主を害せんとする數度
 して大に同國官吏に關係
 ○西班牙の一擧 西班牙は
 税を課したる爲め頗る民
 は七月二日一擧起り當
 中を呼び歩き商店は執
 は暴行者を制すれども露
 砲の聲を聞き鎮定したる
 に不服を唱へ休業した
 ○アルノルド氏の鼓動
 伯エドゥキンアルノル
 て動三等に叙し旭日中
 の撰筆に際し警察官と
 れ互に死傷のありたる事
 が同事件の實情を當路
 員として梅田五郎、田谷
 京したりと